明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の十三第一項の規定に基づき内閣総理大臣が遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第七条第一項及び生鮮食品品質表示基準第七条第一項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部を改正する件（**消費者庁**七）　一

○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（**文化庁**四九～七八）　六

○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第八条第一項に規定する指定発給機関を指定した件（**経済産業**二五九）　六

○自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める額を定める告示の一部を改正する件（**国土交通**一一九二）　六

○昭和四十七年建設省告示第三百五十号の一部を改正する件（**同**一一九三）　六

○建設業法施行規則第十四条の二第一項第二号トの規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件（**同**一一九四）　六

○道路に関する件（**東北地方整備局**一七〇）　六

○道路に関する件（**関東地方整備局**四一一）　六

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務区域を変更した件（**同**四一二）　六

○都市計画に関する件（**北陸地方整備局**一一四）　六

○道路に関する件（**近畿地方整備局**二二二～二二四）　六

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**同**二二五）　六

○道路に関する件（**中国地方整備局**二〇三）　六

○道路に関する件（**四国地方整備局**八六、八七）　六

○都市計画に関する件（**九州地方整備局**二六二）　六

○道路に関する件（**北海道開発局**一五四、一五五）　六

○土地収用法の規定に基づき事業認定をした件（**沖縄総合事務局**六〇）　六

告　示

○消費者庁告示第七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第一項の規定に基づき内閣総理大臣が遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第七条第一項及び生鮮食品品質表示基準第七条第一項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成十二年農林水産省告示第五百十七号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十二月二十五日

消費者庁長官　板東久美子

別表3中高オレイン酸の項を次のように改める。

高オレイン酸ステアリドン酸産生大豆	1　大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2　第1号に掲げるものを主な原材料とするもの

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文化庁告示第四十九号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十六年七月二十五日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十六年十二月二十五日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表一・二参照

二　利用者の住所及び氏名　京都府京都市左京区岩倉南桑原町五十六　株式会社世界思想社教学社（代表取締役　上原寿明）

三　利用方法

①　出版用教材において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。（別表一参照）

②　音声ＣＤ教材において複製し、公衆に譲渡する。（別表二参照）

四　補償金の総額　六五七、一六七円